

令和 8 年第 5 回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 2 5 日

朝霞市農業委員会

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	令和 8 年第 5 回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和 8 年 5 月 2 5 日（月） 午後 3 時 0 0 分から午後 3 時 1 2 分まで	
開催場所	朝霞市民会館ゆめばれす 会議室 5 0 1	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和 8 年第 5 回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項		

令和8年第5回朝霞市農業委員会総会

令和8年5月25日（月）

午後3時00分から

午後3時12分まで

朝霞市民会館ゆめばれす 会議室501

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

13番 高野 正芳 委員 14番 蕪木 勝美 委員

3 提出議案

議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

4 諸報告

（1）報告第5号 会長専決について

5 協議事項

（1）次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（１８人）

会	長	高橋	隆
委	員	槁本	広明
委	員	高木	清
委	員	飯倉	文雄
委	員	富岡	勇一
委	員	須田	哲也
委	員	浅川	明彦
委	員	野島	淳
委	員	渡邊	忠
委	員	千田	理恵子
委	員	小寺	哲雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	高野	正芳
委	員	蕪木	勝美
委	員	増田	恵子
委	員	徳生	茂剛
委	員	石原	実
委	員	高野	政江

欠席委員（２人）

委	員	抜井	嘉市
委	員	高槁	秀明

事務局

事	務	局	局	長	齋藤 欣延
事	務	局	局 次	長	濱野 孝雄
事	務	局	主	任	根古谷 哲
事	務	局	主	事	芦田 磨哉

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・齋藤事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和8年第5回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まだ先の話にはなりますが、今年度の農業祭につきまして、中央公民館でということになっておりましたが、先日農業祭の運営委員会の会議がありまして、中央公民館の工事が資材不足で遅れているため、昨年と同様、産業文化センターで開催することになりました。去年1回行いまだ不慣れな点もありましたが、ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

本日の議案は2つとなっておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○事務局・齋藤事務局長

会長、ありがとうございました。それでは、これ以降の議事進行を高橋会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長

それでは進行を進めてまいります。

本日の出席委員は20名中18名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

13番 高野正芳委員と14番 蕪木勝美委員のお二人にお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第16号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは1ページをご覧ください。

議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和8年5月25日提出

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

大字浜崎■■■■■■■■、田、畑、400平方メートル

大字浜崎■■■■■■■■、田、畑、200平方メートル

譲受人

和光市下新倉■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■

譲渡人

和光市下新倉■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■（持分2分の1）

和光市下新倉■■■■■■■■■■ ■■■ ■（持分2分の1）

譲受理由、経営規模拡大、譲渡理由、経営規模縮小

譲受人耕作面積、21,655平方メートル

耕作者数3人

調査説明委員 富岡勇一委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第16号につきまして、富岡勇一委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○富岡委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は5月15日に行って来ました。

土地の所在地などは、資料のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲受人が現在所有する農地はすべて耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲受人又はその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲受人は年間のほとんどを農業に従事しており、和光市から取り寄せた農業経営状況調査書においても、年間150日以上農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲受人の世帯は約2.2ヘクタールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、申請地では柿の栽培を行う予定とのことであり、3年目に収穫する計画であることから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、5.9キロメートル程であり問題ありません。

またここで私の意見で、毎回同じことを言っていますが、柿の作付けはわかりますが間隔が未だに広すぎると思います。陣地取りのような形で申請されているのかなと思います。その他の部分はトラクター等で綺麗にされておりました。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。はあとびあ北東の交差点から朝霞第三小学校方面に向かい、80メートル程進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第16号につきまして、何かご質問はございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

ご異議がないようですので、議案第16号につきましては、許可とすることに決しま

した。

次に、議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは 4 ページをご覧ください。

議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

令和 8 年 5 月 25 日提出

番号 1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

大字上内間木■■■■■■■■■■、畑、畑、674 平方メートル

借受人

和光市下新倉■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

貸出人

大字下内間木■■■■■■■■■■ ■■ ■■

転用目的、駐車場、農地区分、2 種

調査説明委員 蕪木勝美委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第 17 号につきまして、蕪木勝美委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○飯倉委員

農地法第 5 条の規定による許可申請の調査は 5 月 17 日に行って来ました。

土地の所在地などは、資料のとおりです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地区分は第 2 種農地にあたると判断いたします。

工事計画は、6 月 20 日から 7 月末まで行い、権利事由は令和 8 年 8 月 1 日から 3 年間の賃貸借権の設定となります。

申請理由でございますが、借受人は朝霞地区の4市において一般廃棄物処理やし尿・浄化槽汚泥の処理、浄化槽や貯水槽の維持管理を行っていますが、和光市内での区画整理に伴い立ち退かねばならなくなり、ごみ収集車の駐車場を探していたとのこと。市街化区域や第3種農地で探したものの見つからず、代理人に相談したところ、資材の高騰等により農業経営が圧迫され、稲作を行っていない土地を活用して収入を得ることを検討していた貸出人と合意に至ったことから、今回の許可申請に至ったとのこと。です。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、ほかの場所では借受人の要望を満たす場所がなかったことから、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書などにより確認できることから、目的の実現は確実なものと考えられます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、隣接地に農地はなく、また、近隣への被害が生じた場合には対応することから、適当であると考えます。

申請地の位置ですが、5ページをご覧ください。県道の新盛橋東交差点から国道254号線に入り、220メートル程進んだら左折します。60メートル程進むとY字路があるので左に進み、約60メートル進むと、左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第17号につきまして、何かご質問はございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第17号につきましては、許可相当と決しました。

次に、諸報告を行います。報告第5号については、会長が専決したものでございます。
事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、6月25日(木)
午後3時からです。場所は、市民会館ゆめぱれす会議室501となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・齋藤事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和8年第5回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

1 3 番 高野 正芳 委員

1 4 番 蕪木 勝美 委員

令和8年6月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員